

議案第66号 和解案の受諾について

1 事件名 徳島簡易裁判所平成29年（ハ）第497号貸金請求事件

2 当事者 原告 小松島市
被告 A 外1名

3 和解案

(1) 被告 A は、原告に対し、原告と訴外 C 間の昭和55年11月11日付け住宅新築資金等貸借契約に基づく貸金返還債務（以下「本件債務」という。）として、99万3000円及び別紙「元金」欄記載の各金員に対する同「遅延損害金起算日」欄記載の日から平成30年10月2日まで100円につき1日3銭の割合による遅延損害金244万4942円の合計343万7942円の支払義務があることを認める。

(2) 被告 A は、原告に対し、前項の金員を、次のとおり分割して、原告指定の払込用紙で送金する方法により支払う。

ア 平成30年10月から平成59年（2047年）4月まで、毎月末日限り 1万円ずつ

イ 平成59年5月末日限り 7942円

(3) 被告 A が前項の分割金の支払を3回以上怠り、その懈怠額が3万円に達したときは、被告 A は、原告から何らの通知、催告なくして当然に同項の期限の利益を失い、第1項の金員から前項により支払い済みの額を控除した残額を直ちに支払う。

(4) 原告と被告 A は、平成30年10月2日、第2項の支払いを担保するため、被告 A 所有の別紙物件目録記載の土地につき、次のとおり順位1番の抵当権を設定する。

ア 債権額 金343万7942円

イ 損害金 100円につき1日3銭

ウ 抵当権者 原告

エ 債務者 被告 A

オ 設定者 被告 A

- (5) 被告 A は、原告に対し、前項の土地について、同項の抵当権設定契約に基づき、平成30年10月2日債務承認契約同日設定を原因とする抵当権設定登記手続をする。
- (6) 被告 A は、平成30年10月2日以降、住所変更を行った場合には、遅滞なく新住所を原告に文書をもって通知するものとする。
- (7) 原告と被告 B は、本件債務に関し、被告 B に係る債務が時効により消滅していることを確認する。
- (8) 原告は、被告らに対するその余の請求をいずれも放棄する。
- (9) 原告と被告 A は、原告と被告 A との間には、原告と被告 B は、原告と被告 B との間には、本件債務に関し、本和解条項に定めるほかに、何らの債権債務がないことを、それぞれ相互に確認する。
- (10) 訴訟費用は各自の負担とする。

別紙

	回	元金	遅延損害金起算日	日数	違約金 (H30.10.2まで)
1	121	14,104円	平成3年1月1日	10,137日	42,891円
2	126	14,223円	平成3年6月1日	9,986日	42,609円
3	127	14,246円	平成3年7月1日	9,956日	42,549円
4	128	14,270円	平成3年8月1日	9,925日	42,488円
5	129	14,294円	平成3年9月1日	9,894日	42,427円
6	130	14,317円	平成3年10月1日	9,864日	42,366円
7	131	14,341円	平成3年11月1日	9,833日	42,304円
8	132	14,365円	平成3年12月1日	9,803日	42,246円
9	133	14,389円	平成4年1月1日	9,772日	42,182円
10	134	14,413円	平成4年2月1日	9,741日	42,119円
11	135	14,437円	平成4年3月1日	9,712日	42,063円
12	136	14,461円	平成4年4月1日	9,681日	41,999円
13	137	14,485円	平成4年5月1日	9,651日	41,938円
14	138	14,509円	平成4年6月1日	9,620日	41,872円
15	139	14,534円	平成4年7月1日	9,590日	41,814円
16	140	14,558円	平成4年8月1日	9,559日	41,747円
17	141	14,582円	平成4年9月1日	9,528日	41,681円
18	142	14,607円	平成4年10月1日	9,498日	41,621円
19	143	14,631円	平成4年11月1日	9,467日	41,553円
20	144	14,654円	平成4年12月1日	9,437日	41,486円
21	145	14,679円	平成5年1月1日	9,406日	41,421円
22	146	14,703円	平成5年2月1日	9,375日	41,352円
23	147	14,728円	平成5年3月1日	9,347日	41,298円
24	148	14,753円	平成5年4月1日	9,316日	41,231円
25	149	14,778円	平成5年5月1日	9,286日	41,168円
26	150	14,803円	平成5年6月1日	9,255日	41,100円
27	151	14,826円	平成5年7月1日	9,225日	41,030円
28	152	14,851円	平成5年8月1日	9,194日	40,962円
29	153	14,878円	平成5年9月1日	9,163日	40,898円
30	154	14,903円	平成5年10月1日	9,133日	40,832円
31	155	14,928円	平成5年11月1日	9,102日	40,762円
32	156	14,952円	平成5年12月1日	9,072日	40,693円
33	157	14,977円	平成6年1月1日	9,041日	40,622円
34	158	15,003円	平成6年2月1日	9,010日	40,553円
35	159	15,028円	平成6年3月1日	8,982日	40,494円
36	160	15,052円	平成6年4月1日	8,951日	40,419円
37	161	15,077円	平成6年5月1日	8,921日	40,350円
38	162	15,103円	平成6年6月1日	8,890日	40,279円
39	163	15,129円	平成6年7月1日	8,860日	40,212円
40	164	15,153円	平成6年8月1日	8,829日	40,135円
41	165	15,178円	平成6年9月1日	8,798日	40,060円
42	166	15,204円	平成6年10月1日	8,768日	39,992円

	回	元金	遅延損害金起算日	日数	違約金 (H30.10.2まで)
43	167	15,228円	平成6年11月1日	8,737日	39,914円
44	168	15,254円	平成6年12月1日	8,707日	39,844円
45	169	15,281円	平成7年1月1日	8,676日	39,773円
46	170	15,305円	平成7年2月1日	8,645日	39,693円
47	171	15,331円	平成7年3月1日	8,617日	39,632円
48	172	15,357円	平成7年4月1日	8,586日	39,556円
49	173	15,382円	平成7年5月1日	8,556日	39,482円
50	174	15,408円	平成7年6月1日	8,525日	39,405円
51	175	15,433円	平成7年7月1日	8,495日	39,331円
52	176	15,459円	平成7年8月1日	8,464日	39,253円
53	177	15,484円	平成7年9月1日	8,433日	39,172円
54	178	15,511円	平成7年10月1日	8,403日	39,101円
55	179	15,537円	平成7年11月1日	8,372日	39,022円
56	180	15,562円	平成7年12月1日	8,342日	38,945円
57	181	15,589円	平成8年1月1日	8,311日	38,868円
58	182	15,614円	平成8年2月1日	8,280日	38,785円
59	183	15,641円	平成8年3月1日	8,251日	38,716円
60	184	15,666円	平成8年4月1日	8,220日	38,632円
	合計	895,148円			2,444,942円

別紙

物件目録

所	在	小松島市
地	番	番
地	目	宅地
地	積	266.70平方メートル

事件の概要（参考）

(1) 訴えの提起

平成 29 年 12 月 5 日、平成 29 年 12 月定例会議に議案第 99 号として訴えの提起を提案し、同月 20 日、議会の議決（可決）を得たため、同月 25 日、徳島簡易裁判所へ訴状を提出した。

(2) 和解勧誘

平成 30 年 2 月 8 日第 1 回口頭弁論から裁判が始まり、同年 6 月 28 日第 4 回口頭弁論までの期日を経て、平成 30 年 7 月 9 日、被告 A の認否と生活状況及び被告 B の抗弁内容を踏まえたうえで裁判官から和解勧誘が出され、同月 7 月 18 日、最終の和解案が示された。

(3) 本市の対応

前項の和解案について検討した結果、受諾する方向となった。

(4) 被告らの対応

被告らは、すでに徳島簡易裁判所へ和解案受諾の意思表示をしている。